平成２４年（フ）第２２１号
京都市中京区西ノ京職司町67番地79　プレサンス京都二条城前304号
債務者　重岡　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
京都府八幡市八幡月夜田71―７　高田方、住民票上の住所堺市美原区さつき野東１丁目３番地３
債務者　池田　美和（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字山ノ下13番地３　イッキュウハイツ201号
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　市住２階226号
債務者　宮本こと　鄭　　昇
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―６棟801号
債務者　荻野　典子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
京都市山科区大宅烏田町44番地　勧修ハイツ106
債務者　髙山　政晴
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
広島県福山市御幸町大字森脇980番地１
債務者　徳永　　玲
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９号
広島県福山市山手町５丁目15番12―304号、旧住所兵庫県神戸市西区玉津町今津316番地１　県住31―303号
債務者　植田　賢樹
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２２号
広島県福山市多治米町３丁目17番７―201号　コーポラス多治米
債務者　ブレッドハウス戸手こと　戸高　克範
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８号
広島県福山市東深津町１丁目18番９号、旧住所広島県福山市南蔵王町４丁目４番８号
債務者　山岸美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７６号
大分県別府市大字鶴見4188番地の７
債務者　徳永　和信
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
宮崎市田代町138番地　第９シャトーモリオカ303号
債務者　米澤　志織
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６９号
宮崎市大塚町水流5122番地１　鶴アパート105号
債務者　河村　暢正
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１号
岩手県花巻市太田第61地割42番地
債務者　藤原　　清
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２８号
宮城県大崎市古川大宮８丁目９番８号
債務者　早坂亜希子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
富山市針原中町305番地　市営住宅３棟404号
債務者　尾塩　　貢
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３０２号
大阪府寝屋川市下神田町15番４号
債務者　炉端焼きさかなやこと　鍋島　文生
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部